

【QLD 州への入州】NSW 州からの入州者は、11月1日(日)以降は自己隔離不要

【ポイント】

●QLD 州政府は、NSW 州からの入州者について、11月1日(日)以降は14日間の自己隔離が不要になると発表しました(ただし、NSW 州において28日間、感染経路が不明な市中感染が認められない場合)。

【本文】

1 クイーンズランド(QLD)州政府は、NSW 州において28日間、感染経路が不明な市中感染が認められない場合、NSW 州からの入州者は11月1日(日)(QLD 時間)以降、14日間の自己隔離が不要になると発表しました。これは、NSW 州での新規感染が適切に管理され、市中感染拡大が抑止されていることを背景に QLD 州政府が行った決定です。

2 ただし、QLD 州に入州する場合には、QLD 州州境申告証明書(Queensland Border Declaration Pass)が必要になります(リンクは末尾)。

3 予定されている11月1日(日)以降、QLD 州への入州に際して自己隔離が実際に不要となるかについては、QLD 州政府の発表を今後も注視してください。

○QLD 州政府ホームページ

(NSW 州からの入州者は、11月1日(日)以降は自己隔離不要)

<https://statements.qld.gov.au/statements/90952>

(QLD 州州境申告証明書)

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

(QLD 州規制緩和ロードマップ改訂版)

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-

[COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf](https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf)

○在ブリスベン日本国総領事館ホームページ

(QLD 州規制緩和ロードマップ改訂版仮訳)

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/qldroadmap02102020.pdf>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>